

## 5.千葉県における定期検査報告制度に関する法令の解釈と運用の概要

### 1. 定期検査報告が義務付けられている昇降機

(1) エレベーターは「動力によって運転され、人又は人及び物をかごで運搬するもので、かごが規定された大きさ以上のもの」をいい、用途には次のものがある。

- ① 乗用エレベーター      ② 人荷用エレベーター      ③ 寝台用エレベーター
- ④ 荷物用エレベーター      ⑤ 自動車用エレベーター
- ⑥ 段差解消機（斜行エレベーターを含む。）
- ⑦ いす式階段昇降機（水平投影面積は1㎡未満であるが、人を運搬するのでエレベーターである。）

(2) エスカレーターは「動力によって運転され、人を運搬する連続階段又は歩道状のもの」をいい、次のものがある。

- ① エスカレーター
- ② 動く歩道（勾配が15度以下で、踏板面に段差を有しないエスカレーター）

(3) 小荷物専用昇降機はエレベーターに近似した構造のものであるが、人が乗らず専ら荷物を運搬するもので、規定された大きさ以下のものである。  
尚、かご内で運転できる構造のものは、人を運搬することを想定しているものと考えられるのでエレベーターとなる。

(4) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）

### (5) 遊戯施設

- ① ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ② メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔、その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの。

### 2. 法第12条第3項の規定による定期検査報告の「対象」と「対象外」の解釈

\* 昇降機が設置されている建築物によって、定期検査報告の「対象外」となる。

(1) 定期検査報告の「**対象外**」となるもの

- ① 国、都道府県及び建築主事を置く市町村が所有する建築物に設けるもの
- ② 鉄道の駅等で、改札口内に設けられているもの
  - \* 鉄道の線路敷地内の運転保安施設
  - \* 跨線橋、プラットホームの上家
- ③ 1戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設けるもので、エレベーター（ホームエレベーター、段差解消機（斜行エレベーターを含む。）、いす式階段昇降機を含む。）、エスカレーター、小荷物専用昇降機
  - イ、1戸建ての専用住宅に設置されるもの
  - ロ、併作成不要、協議会において作成し、報告書に添付します。（C-15～18ページ）
  - ハ、共同住宅で専用住戸内に設置されるもの
- ④ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第41条第2項に規定する性能検査の対象とされるもの（A-9・H-1ページ）

(2) 定期検査報告の「対象」となるもの

- ① 建築主事を置かない市町村が所有又は管理する建築物に設けるもの
- ② 地方住宅供給公社等の建築物
- ③ 独立行政法人、国立大学法人の建築物に設けるもの
- ④ 併用住宅で共用部分に設置されるもの
- ⑤ 共同住宅で共用部分に設置されるもの
- ⑥ 住宅展示場で住宅部分に設置されるもの
- ⑦ 日本郵政公社の建築物に設けるもの

3. 初回の定期検査報告について

- ① (完了)検査済証の交付を受けた月から1年を経過した後の当該月となる。

例：検査済証の交付年月日が、平成29年 4月 1日～30日の間の場合  
平成30年 4月までが初回報告する期間となる。

- ② 初回の報告の時点で、「報告指定月」を変更することが出来る。

\* 検査済証の交付を受けた月から6ヶ月を過ぎ、6ヶ月以内の月に変更することが条件です。

\* この場合は、報告書に「初回報告指定月変更届」(H-5ページ)を添付すること。

例：検査済証の交付年月日が、平成29年 4月 1日～30日の間の場合

平成29年10月から平成29年 3月の間の任意の月に設定することが出来る。

4. 定期検査の実施と報告書の作成の時期

- ① 検査の実施と報告書の作成は、報告する月の2ヶ月前から行うこととなる。

例：定期検査報告指定月日が、平成29年 4月の場合

平成29年 2月～同年 4月の提出日の前日までとなる。

注) 2ヶ月超前に検査した検査結果表は、受付られませんので、注意のこと。

5. 二回目以降の報告は、毎年、1年の間とする。

- ① 遊戯施設においては、前回の報告日から1年の間とする。

- ② ウォータースライドその他の特定の季節に限り使用するものは、毎年使用を開始する月の前月1日から末日までの間とする。

6. 報告書の提出先と報告先

- ① 検査協議会 → 建築物の所在地を所轄する**特定行政庁**

7. 報告書の種類及びその作成と提出部数

検査報告台数と使用する用紙			作成する部数
使用する用紙の種類	1台報告する場合	2台以上を纏めて報告する場合	
概要書	作成不要、協議会において作成し、報告書に添付します。(C-15～18ページ)		
報告書	第一面	作成する。	夫々、「正」と「副」の二部を作成して提出する。 但し、「副」はコピーで可
	第二面		
	第三面		
検査結果表		各号機毎に全台数分を作成する。	

以上